

【神流町】  
端末整備・更新計画

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
① 児童生徒数	35 人	34 人	31 人	28 人	26 人
② 予備機を含む 整備上限台数			36 台		
③ 整備台数 (予備機除く)			31 台		
④ ③のうち 基金事業によるもの			31 台		
⑤ 累積更新率			100%		
⑥ 予備機整備台数			5 台		
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの			5 台		
⑧ 予備機整備率			100%		

(端末の整備・更新計画の考え方)

令和 2 年度から令和 5 年度にかけて端末購入。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数：67 台

○処分方法

- ・使用済端末を公共施設や福祉施設など地域で再利用 : 0 台
- ・小型家電リサイクル法の認定事業者に再使用・再資源化を委託 : 67 台
- ・資源有効利用促進法の製造事業者に再使用・再資源化を委託 : 0 台
- ・その他 ( ) : 0 台

○端末のデータの消去方法 ※いずれかに○を付ける。

・自治体の職員が行う

・処分事業者へ委託する

○スケジュール (予定)

令和 8 年 6 月 処分事業者 選定

令和 9 年 2 月 新規購入端末の使用開始

令和 9 年 3 月 使用済端末の事業者への引き渡し

○その他特記事項